

# 地域包括支援センター

住み慣れた地域で

安心した生活を続けていくために

本センターは、高齢者のみなさんをさまざまな面から支えるための拠点です。



権利や財産を守ります

## 虐待防止・権利擁護

- 虐待の相談や早期発見・保護をします
- 悪質訪問販売などによる消費者被害の防止に努めます
- 成年後見制度を活用し、認知症等の高齢者の法的支援を進めます

専門職がご家族や地域の人の相談をお受けします



## 総合相談支援

相談内容に適したサービスの紹介や情報の提供、助言などを行い、問題解決のための支援をします。

◆例えばこんな相談・・・

- 介護サービスを利用したい
- 認知症に困っている
- 悪質商法に騙されているかも
- 家族だけで介護するのは大変だ
- 体が弱ってきたので何とかしたい
- 近所の一人暮らしの高齢者の姿を見掛けない

まずはお気軽にご相談ください  
～こんな業務をしています～

自立した生活のお手伝いをします



## 介護予防 ケアマネジメント

- 生活や健康状態を把握し、健康づくりや介護予防のお手伝いをします
- 要介護認定で、「要支援1・2」の認定を受けた人に介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスなどを受けられるようにします

センター職員がご相談をお受けします



## 認知症個別相談

相談日程

【本庄地域包括支援センター安誠園】

毎月第3木曜日 午後2時～4時

【児玉地域包括支援センター】

毎月第1月曜日 午後2時～4時

※上記日程以外でも随時相談に応じます

※虐待防止・権利擁護及び総合相談支援については、介護いきがい課でも相談に応じています。

★介護いきがい課 ☎ 1127

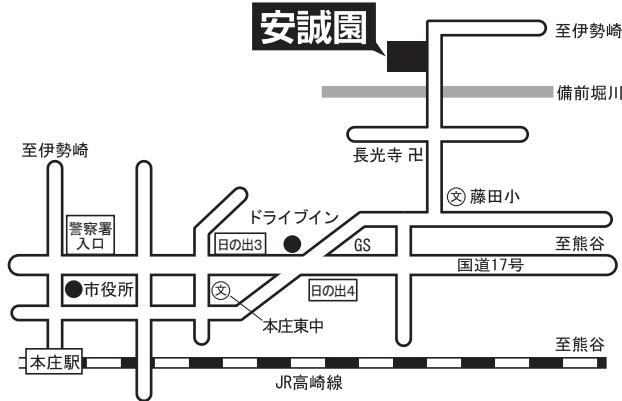
市内に2か所あるよ



お電話ください!

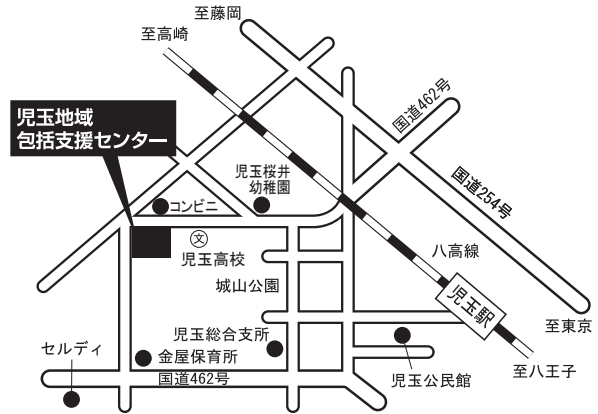
### 本庄地域包括支援センター安誠園

本庄市小和瀬1666 ☎②6262



### 児玉地域包括支援センター

本庄市児玉町金屋1302-1 ☎②5828



## 防ごう! 高齢者虐待

一人で、もしくは家族だけで、頑張り過ぎていませんか?無理をせず、一人で抱えないで、街ぐるみ・地域ぐるみで養護者を支援しながら虐待の芽を摘みましょう。

### 虐待とは・・・

- 身体的虐待 たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドにしぼりつけたりするなど
- 心理的虐待 子ども扱いです、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をする、嫌がらせをするなど
- 介護や世話の放棄・放任(ネグレクト)  
食事や水分を与えない、入浴させない、おむつなどを放置するなど
- 経済的虐待 必要なお金を渡さない、使わせない、年金や預金などを同意なしに使用するなど
- 性的虐待 下半身を裸にして放置する、わいせつな行為を強要するなど

### 虐待に気づいたら・・・下記にご連絡ください

- ◆本庄市役所介護いきがい課◆ ☎②1127
- ◆本庄地域包括支援センター安誠園◆ ☎②6262
- ◆児玉地域包括支援センター◆ ☎②5828

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、速やかに通報することが義務づけられています。虐待を止めることは、高齢者を守るとともに、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

### 本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議

市では、「本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、高齢者に対する虐待の防止のための方策や支援について話し合っています。

会議の委員は、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、自治会連合会、本庄市児玉郡医師会、社会福祉協議会、児玉圏域介護サービス事業者連絡協議会、熊谷人権擁護委員協議会本庄部会、本庄警察署、埼玉県北部福祉事務所、さいたま地方法務局から推薦された者及び在宅介護支援センターの代表者、本庄市保健部長の12名で構成されています。